

# デジタル化と法規制：対立から協調へ

2018年6月30日

金融ITイノベーション事業本部  
上級研究員

柏木 亮二

r-kashiwagi@nri.co.jp

## アジェンダ

---

1. デジタル化がもたらす法規制の空洞化

2. デジタル化と協調する法規制へ

ディスカッションポイント

## デジタル化によって特定産業を規制する「業法」が空洞化している

### ■デジタル化がもたらした産業構造変化

- プラットフォームの登場
- P2Pによる規制対象の変化
- ボーダレス化による国境の変化

■プラットフォームの登場によって、業界の壁がなくなり、一つの法規制や規制当局の範囲を超える事業が登場した（ex. Ant Financial Group）

■P2Pによって、「生産者」と「消費者」の壁がなくなり、「業者」を規制する法規制では対応できなくなった（ex. Airbnb）

■ボーダレス化によって、国境をまたいだ事業が登場し、国内の法規制の影響範囲から外れた事業が登場した（ex. 仮想通貨）

## 現行の法規制では「規制」するしかない当局

---

- しかし、規制当局は現行の法規制と既存業界の要請に基づき、「規制」を行うしかない
  - 著作権法：Napstar vs. レコード業界
  - 金融規制：Bitcoin vs. 金融業界
  - 旅行業法：Uber vs. タクシー業界
  
- しかし、技術変化に伴う新たなイノベーションは、最終的には規制を乗り越える（ただし、プレイヤーは異なるが）
  - Napstarはなくなったが、AppleのiTunesが登場した
  - Bitcoinを認可した国・地域を通じてBitcoinはグローバルに流通している
  - 既存のタクシーサービスに不満が多い地域ではUber的な事業者が数多く誕生している

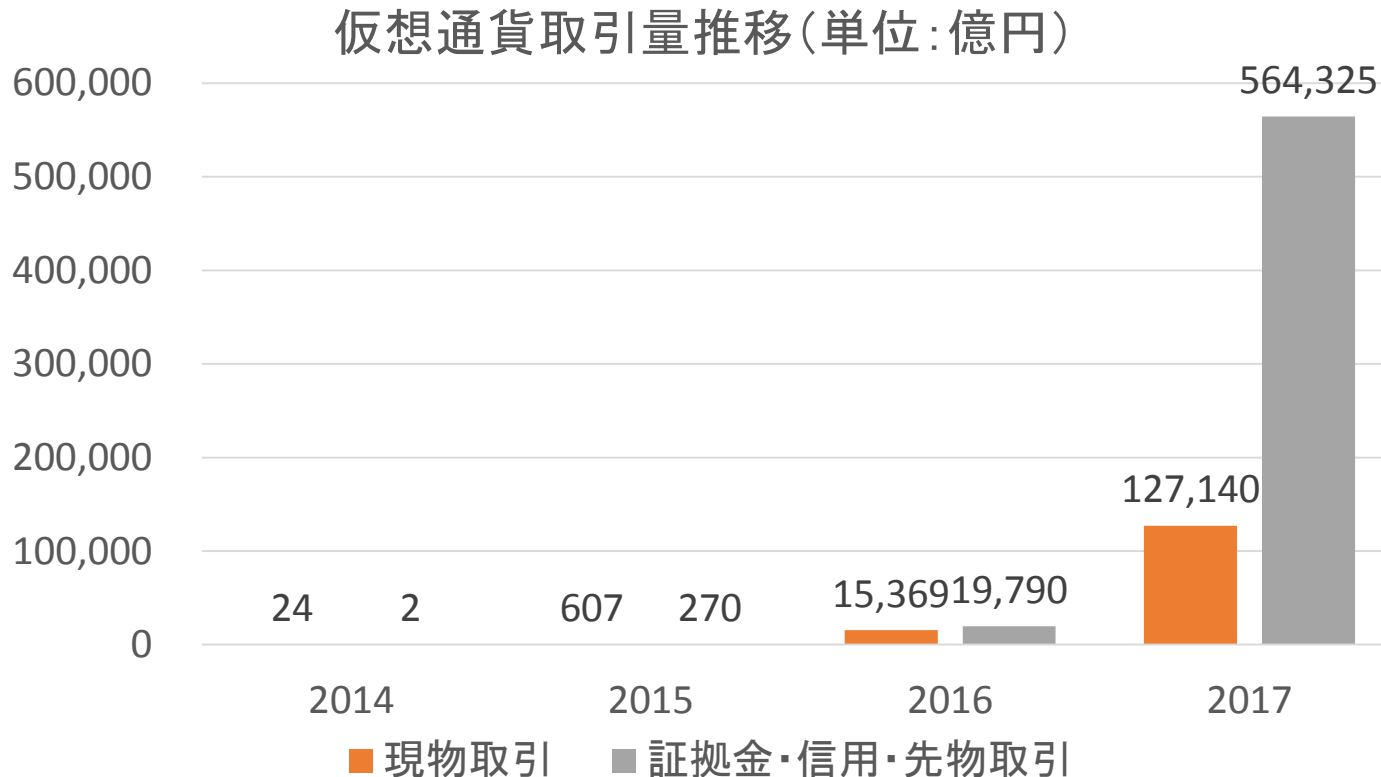
## テクノロジーは法規制に(常に)先行する

- “今日、金融サービスはたいていいくつかの技術を通じて提供されている。しかし金融サービスと技術が常に完璧なパートナーとなっているわけではない。金融サービスの規制体系は技術的な観点を持たずに発展してきた。そして技術も規制体系を無視したまま発展を続けている。その結果、金融サービス業界がスムーズに動くためにも、ITベンダーと規制当局の双方のよく練られた意思決定が必要となる案件は増えている。(中略) 技術も法律はしばしば衝突する。技術の変化度合いは法律の技術変化への対応度合いに比べてはるかに大きい。(中略) しかし既存の法律は新技術がもたらす新たな状況へ完全には対応していない。”  
“FinTech Law” Kevin C. Taylor (2014)

- “本書に繰り返し現れるテーマは、既存の連邦および州の多数の銀行法と、FinTech企業が提供する金融商品やサービスとの間の緊張関係である。両者に緊張関係があることは驚くようなことではない。既存の銀行法は、伝統的な銀行商品やサービスに向けて制定されたものだ。法律が制定された当時は存在しなかったし、また登場も予想されていなかった新たな金融商品やサービスが、近年ますますテクノロジー企業やノンバンクによって作り出されている。そのため、Fintech企業は既存の法律に関する法令違反を回避するために金融商品やサービスのデザインを変更する必要に迫られることがある。”  
“UNDERSTANDING FINTECH AND BANKING LAW: A PRACTICAL GUIDE”  
Squire Patton Boggs (2015)

## 日本の仮想通貨取引は、年間約70兆円規模の産業へ

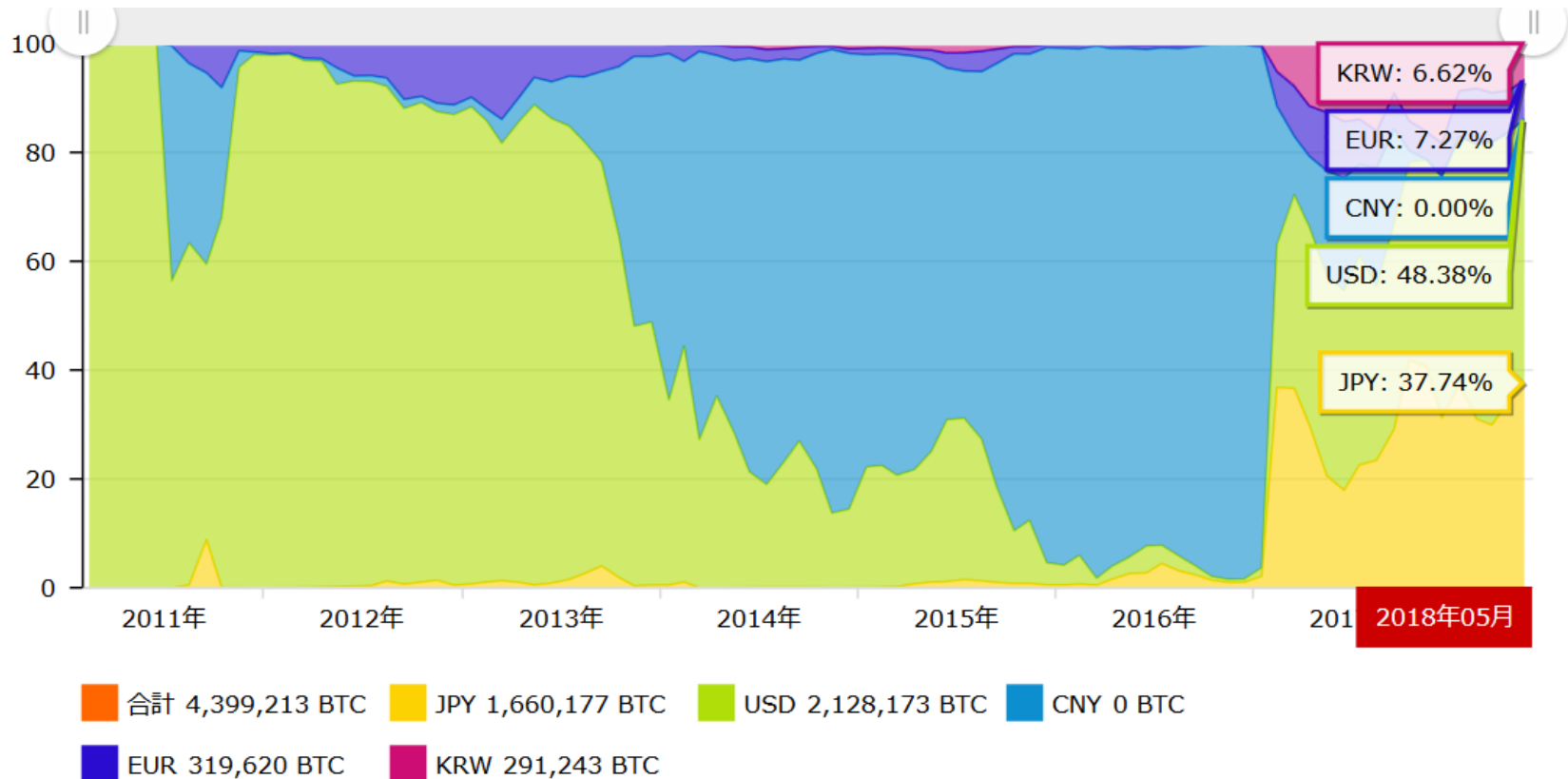
- 日本では2016年に資金決済法が改正され、新たに仮想通貨交換業として国内での仮想通貨取引が認可されることになった。
- それを受けて、2017年には日本での仮想通貨取引は急拡大した



出所) JCBA

# 売買通貨別シェアで見ると、日本は世界シェアの4割近くを占めている

- 日本円のシェアは37.1%で、USドルについて世界2位の取引量を誇る
- 一方、仮想通貨取引を禁止した中国の取扱はゼロになった



出所) jpbitcoin.comより (2018年5月末まで)

## 一方、コインチェック社による約600億円の仮想通貨流出は、規制の欠陥も露呈した

- コインチェック社による約580億円にのぼる仮想通貨NEMの流出は、規制のあり方に重大な欠陥があった可能性を示しており、金融庁は3月から仮想通貨交換に関する規制の見直しの議論をスタートした

### ■規制の見直しの論点

1. 仮想通貨交換のどの部分を規制強化すべきか
  - 取り扱いを認める仮想通貨の種類を決めるべきか（匿名性、セキュリティの観点から）
  - 仮想通貨の「投機」取引を規制するか、それともすべてを規制するか
2. 仮想通貨交換の機能の分解
  - 仮想通貨交換業は、「交換」にとどまらず、「保全（カストディ）」機能や、「取引所」、「決済（セトルメント）」の機能を一体として持っている
  - これらの機能を分解し、リスクを低減する業界構造に転換させるべきか
3. 規制する法律の見直し
  - 現在の「資金決済法」という本来は「資金移動業」を規制する法律ではなく、広く金融商品の販売を規制する「金融商品取引法」で仮想通貨取引を規制すべきか



## アジェンダ

---

1. デジタル化がもたらす法規制の空洞化

2. デジタル化と協調する法規制へ

ディスカッションポイント

## デジタル化と協調する法規制を日本も模索しはじめた

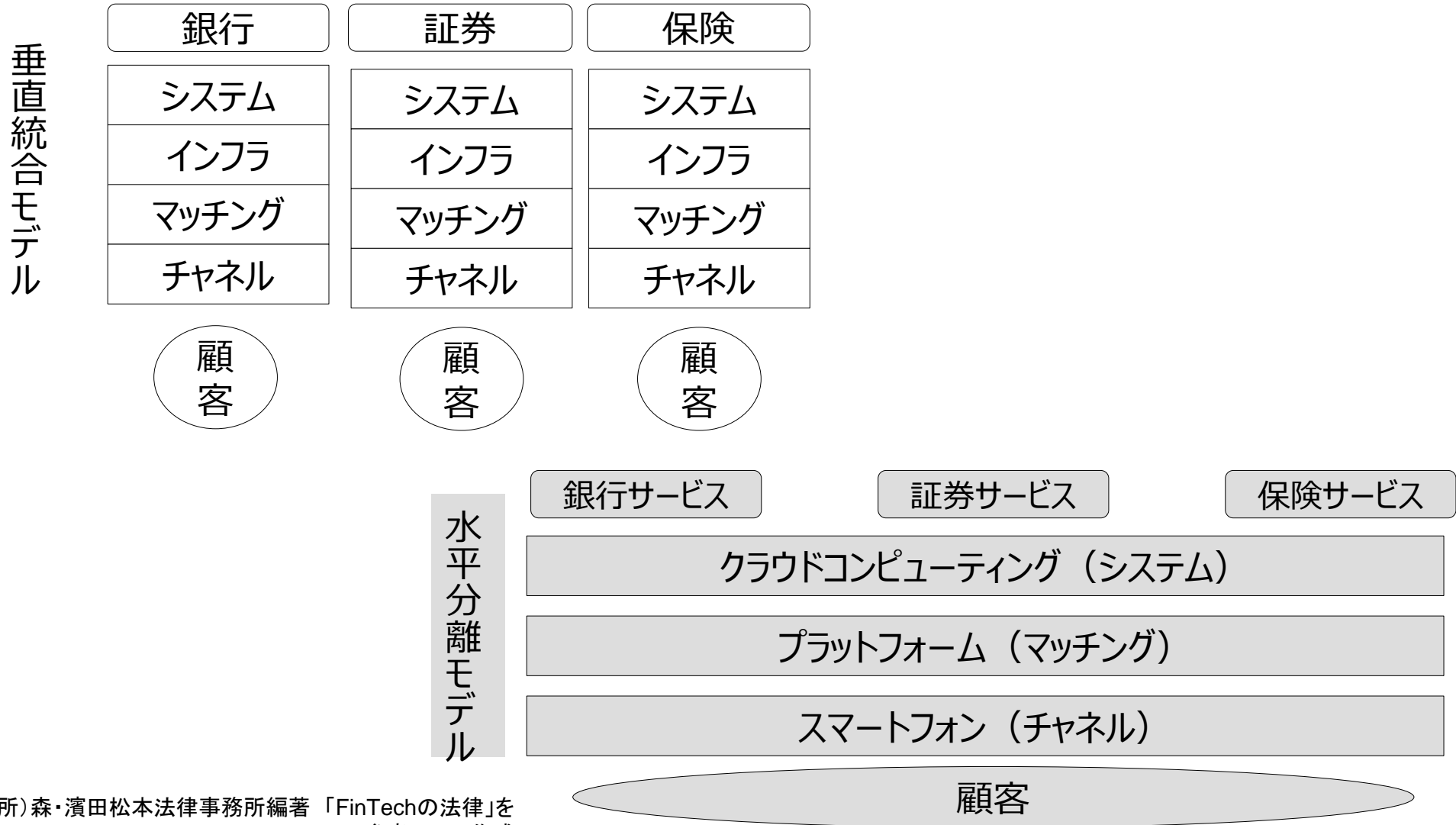
---

- A) 資金決済法を改正し、仮想通貨交換業への道を拓いた
- B) 旅館業法を改正し、民泊に登録制を導入した
- C) 銀行法を改正し、銀行にAPIのオープン化を促し、新たな金融サービスの参入を容易にした

■しかし、これらの法改正は、いまだデジタル化に対する根本的な解決とはいえない

- a. 現在の資金決済法には、「ICO（Initial Coin Offering）」の規定がない
- b. 民泊から犯罪を除去する仕組みが弱い（現金決済の排除、厳密な本人確認が必要）
- c. APIの接続コントロール権は銀行に残っており、新規参入を排除することが可能（例えばAPI利用料を高額に設定するなど）

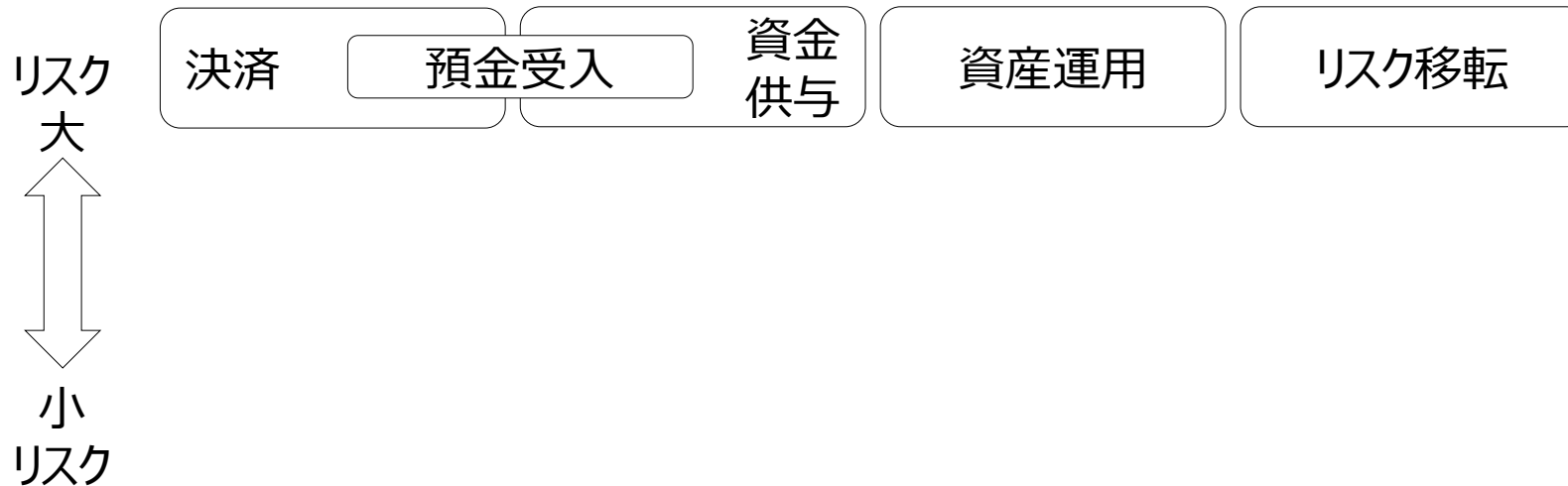
# 金融産業の垂直統合モデルから水平分離モデルへの変化



出所) 森・濱田松本法律事務所編著「FinTechの法律」を参考しNRI作成

## 日本の金融庁は金融行政を根本的に変革する議論をスタートした

- 縦の業界別規制から、横の機能別規制への転換
- 事業・サービスのリスクの大小に応じた規制の段階化



## アジェンダ

---

1. デジタル化がもたらす法規制の空洞化

2. デジタル化と協調する法規制へ

ディスカッションポイント

**NRI**

未来創発

**Dream up the future.**

## ディスカッションポイント

---

- A) 中国では、プラットフォームの登場が見られる
  - これを可能にした背景はなにか？
  - プラットフォームの規制をどう行っているのか？
  
- B) 中国では、芝麻信用などの個人の信用を評価する仕組みができつつある
  - これを可能にした背景はなにか？
  - プライバシーの問題にどう対処してきたのか？ また今後はどう対処するのか？  
(一部のビッグデータ保有企業への反発としてのEUのGDPR規制)
  
- C) 中国では、「デジタル化社会」への転換が積極的になされているように見える
  - その中でも特に「ブロックチェーン」に対する投資を積極的に行っているが、その理由は？
  - また「ブロックチェーン」以外にも積極的な投資を行っている分野はあるか？